

山国川流域の特徴

・九州地方屈指の急流河川であり、河床勾配は、上中流部で1/200以上、下流部でも1/500～1/1,000程度。

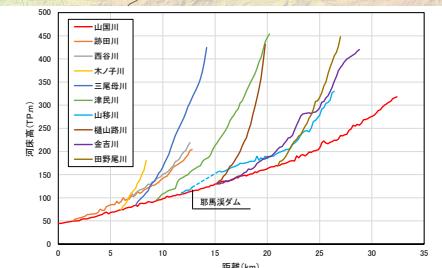
・山国川流域全体の約8割が耶馬日田英彦山国定公園に指定され、川沿いは名勝耶馬渓に指定されている。豊かな観光資源を生かした観光業が盛んである。

・洪水は短時間で流下し、上中流域の山国川沿川では山水による浸水も発生。



①近年の降雨量の増加に伴い、H19年9月、H24年7月3日、H24年7月13～14日、R5年7月と浸水被害が頻発化している。

②令和5年7月10日豪雨では、耶馬渓橋を越流し、欄干が破損。



▲平成24年7月豪雨（平田地区の浸水状況）



▲令和5年7月豪雨（耶馬渓橋を越流）

河川整備に加え、特定都市河川指定により、豊かな観光資源などのまちの魅力を未来へつなぐため、流域のあらゆる関係者みんなで守る「流域治水」の実践に取り組む

【特定都市河川指定】法的枠組みを活用し流域全体での浸水被害対策を推進。

- ・「流域水害対策計画」の策定。法定計画により浸水被害対策を推進。
- ・雨水浸透阻害行為の許可による流域全体で流出量を増やさない取組の推進。

近年の水害、特定都市河川指定に向けた動き

H24.7	7月3日出水では、床上浸水132戸、床下浸水62戸の浸水被害が発生。7月13日～14日にも、床上浸水125戸、床下浸水63戸の浸水被害が発生。
R2.7～R6.2	山国川流域治水協議会を設立後、気候変動に備えた流出抑制対策等の議論を重ね、令和5年5月山国川流域治水協議会に名称変更し、令和6年2月流域治水プロジェクト2.0を公表。
R6.6～R7.2	特定都市河川浸水被害対策法の指定要件の見直しを踏まえ、国、大分県、中津市、日田市、宇佐市、玖珠町で「山国川特定都市河川定勉強会」を開催し、特定都市河川指定に向け検討を開始。（計9回実施）
R7.3	中津市、日田市、宇佐市、玖珠町の首長、指定に向け事前合意。
R7.8	流域住民等に、特定都市河川指定制度について説明を実施。
R8.1～R8.3	特定都市河川の指定（山国川水系山国川中上流域）に向けた手続きに着手。 特定都市河川指定予定。



▲山国川特定都市河川指定勉強会の状況



▲流域治水協議会の状況



▲流域住民説明会の状況

法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践 ※検討中

【流域水害対策計画の方向性】

○自然条件等の理由により、大規模な河道掘削等が困難となっている。
特性等を踏まえ「特定都市河川流域全体」で安全度の向上を図る。

➤ 急勾配の地形による急激な雨水流出に伴う水害の助長。

①河川整備に加え、既設ダムの活用、家屋移転、堤防強化等による浸水対策。

②雨水貯留施設やため池や田んぼダム等を活用した雨水貯留対策。

③貯留機能保全区域の指定等、土地利用により被害対象を増やさない取組。

④雨水浸透阻害行為の許可に基づく、雨水の流出抑制。

②雨水貯留施設イメージ

➤ 流下能力の不足に加え、一部の橋梁において流木等が

閉塞し、河川水位が大幅に上昇、水害被害が拡大。

⑤砂防施設や森林整備、治山対策、流木捕捉施設の整備。

①浸水対策

「流域治水整備事業等の活用」

浸水被害が常習化している地域で「流域治水整備事業」等を活用することで、輪中堤、宅地嵩上げ、移転等により、早期に浸水被害の防止・軽減をはかる。

浸水被害常襲地域での早期の浸水対策。

輪中、嵩上げ、堤防強化等

③貯留機能保全区域指定制度

住宅地近隣の田畠など、貯留機能を持つ土地で、盛り土や宅地開発が行われた場合、お住いの方々の家の浸水被害につながるため貯留機能を有する土地を保全するための指定制度。

④輪中堤
⑤宅地・事業場所等の嵩上げ【拡充申請】
⑥家の移転【拡充申請】
⑦越渡区間の強化対策



貯留機能を有する土地



⑤治山対策イメージ



⑥流木捕捉施設イメージ